

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(2025年12月8日)

改正後	現行
(現行どおり)	(省略)
第2条 (口座開設基準) (現行どおり) <<個人のお客様>> (1) ~ (11) (現行どおり)  (12) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座（代表者・取引担当者）と法人口座 の同時保有は <u>可能</u> です。	第2条 (口座開設基準) (省略) <<個人のお客様>> (1) ~ (11) (省略)  (12) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座（代表者・取引担当者）と法人口座 を同時に <u>保有する</u> ことは <u>できません</u> 。
(13) ~ (14) (現行どおり)  <<法人のお客様>> (1) ~ (6) (現行どおり)  (7) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座（代表者・取引担当者）と法人口座 の同時保有は <u>可能</u> です。	(13) ~ (14) (省略)  <<法人のお客様>> (1) ~ (6) (省略)  (7) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座（代表者・取引担当者）と法人口座 を同時に <u>保有する</u> ことは <u>できません</u> 。
(8) ~ (11) (現行どおり)  (現行どおり)	(8) ~ (11) (省略)  (省略)
第6条 (証拠金等) (現行どおり)  3. お客様が当社に入金する場合、振込人名義は、当社 ご登録名義と一致する場合のみお受けできるものと します。ご家族や旧姓であっても、ご登録名義と異なる 方からの入金はお受けしないものとします。  (現行どおり)	第6条 (証拠金等) (省略)  3. お客様が当社に <u>証拠金として銀行振込</u> にて入金す る場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場 合のみお受けできるものとします。ご家族や旧姓で あっても、ご <u>登録名義</u> と異なる方からの入金はお受 けしないものとします。  (省略)
第28条 (取引の制限・禁止行為) (現行どおり)  8. 日本以外の国や地域からのMyページおよび本取 引システムへのアクセスは原則禁止です。当社は、 <u>当該アクセスを制限することや当該アクセスのあ った本口座を制限できるものとします。</u>  (以下、現行どおり)	第28条 (取引の制限・禁止行為) (省略)  (新設)  (以下、省略)

改正後	現 行
以上 2025年12月 <u>3</u> 日作成 2025年12月 <u>8</u> 日交付	以上 2025年10月 <u>29</u> 日作成 2025年11月 <u>3</u> 日交付